

生徒心得（抜粋）

第1章 総 則

1. 生徒は本校教育方針にそって、その義務と責任とを全うし、自主的・自律的な行動力を身につけるよう努力しよう。
2. 生徒はつねに余暇の善用に心がけ、学力の向上、健康の増進に努めるとともに情操を高め豊かな人間性を養おう。
3. 生徒心得その他規定に従い、明るい校内生活ができるよう努力しよう。

第2章 登校、下校

1. 平日の早朝登校時刻は午前7時以後とする。
2. 午前8時30分までに登校し、午後5時00分までに下校すること。ただし、部活動延長時の下校時刻は、3月から10月までは午後6時30分、11月から2月までは午後6時とする。
3. 休日（土・日・祝日）に登校する場合は、3日前までに部活動等活動届を関係の先生を通じ生徒指導部に届け出ること。なお個人の休日登校は原則として認めない。

第3章 服 装

1. 高校生としての品位を保ち、本校生としての誇りをもつにふさわしい、清楚端正な服装でなければならない。
2. 登下校には〈服装規定〉に定める制服を着用する。部活動等における登下校も制服であること。
3. 髪はつねに清潔、清楚で気品のあるように心がけ、高校生として恥じないものを基調とする。パーマ、染色、脱色、変色、ウェーブなどは禁止する。
4. 装身具（指輪、ネックレス、ピアスなど）、化粧（口紅、アイシャドー、マニキュアなど）、は禁止する。

第4章 礼儀作法

1. 礼儀作法は人格を現わすものであり、校風づくりの第一歩であるから、互いに尊敬、親愛の情をもって接すること。
2. 正しい言葉づかいによって、互いに責任ある言動をなし、いかなる場でも暴力を用いてはならない。

第5章 校内生活

学校は修養の場であるから、何事にも真面目に積極的に行動し、環境の整備につとめるとともに、他人に迷惑をかけぬようにすること。特に、本校の施設、設備をいつまでも美しく保っていくよう心がけよう。

第6章 校外生活

1. 単車等の免許を取ること、単車を運転すること、単車に同乗すること、単車を買うこと、は禁止する。家庭の事情等で特別に必要な場合は、事前に生徒指導部に届け出て許可を得ること。
2. 保護者又は責任者の付添いのない旅行、会食等は原則として認めない。保護者又は責任者のある旅行については、事前に旅行届を出し、担任と生徒指導部へ届け出る。
3. アルバイトは原則として禁止であるが、やむを得ずしなければならない場合は必ず届け出をし、指導を受けること。

自転車通学規定

1. 自転車通学を希望する者は、所定の「自転車通学許可申請書」を生徒指導部に提出し、許可を得なければならない。
2. 通学を許可された者は次の各項を厳守すること。なお違反を発見した時は許可を取り消す場合もある。
 - (1) 自転車は所定の自転車置場に置き、必ず施錠の上、各自で保管に留意すること。「施錠は普通の自転車錠とクサリ錠を併用すること。」反射板、電灯等の夜間安全標識等をつけること。
 - (2) 通学にあつてはブレーキ、ハンドル、空気圧等始業点検をする。又、道交法を厳守し、安全を心がけること。
 - (3) 自転車の破損、盗難の際は必ず生徒指導部へ届けること。

服装規定

1. 制服
 - ① 冬服（11月～4月）
 - ・本校指定のブレザー、カッターシャツ、ネクタイスラックス又はスカート
 - ② 夏服（6月～9月）
 - ・本校指定の半袖カッターシャツ又はポロシャツスラックス又はスカート
 - ③ 合い服（5月・10月）
 - ・本校指定の長袖カッターシャツ、ネクタイ、補助服装、スラックス又はスカート
2. 耐寒服装
冬季の登下校時には、防寒具(コート、ジャンパー等)、手袋、マフラーの着用を認める。いずれも形・色ともに華美でないもの。
3. 補助服装
季節・気温・体調などによりセーター・カーディガン・ベストの着用を認める。いずれも無地とする。
4. 制服は着こなしもきちんとする。全てのボタンをとめ、ネクタイをきちんとしめること。また、スカート丈は膝頭にかかる長さとする。
5. 通学には、華美でない運動靴又は革靴を使用すること。
6. 校舎内では必ず所定の上履きを使用する。体育館では本校指定の体育館シューズを用いる。
7. ソックスは華美でないものとする。女子ストッキング(タイツ)はグレー、茶、ベージュ系統など華美でないものとする。
8. 体育服については本校指定のものを着用する。
9. 特別な事情により異装をする場合は、事前に申し出て許可を受け、異装許可証を携帯する。